

議 事 録

第 9 回

東村農業委員会総会

令和元年 8 月 26 日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和元年8月26日(月) 午後13時30分～16時50分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（5人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

農地利用最適化推進委員（4人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸
外 間 一 功	

4. 欠席委員： 6番 比嘉 昌太 委員
推進委員 金城 良信 委員
5. 議事録署名委員： 5番 喜屋武美恵子 7番 宮城 善則
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定について
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請の農地転用事業
計画変更承認申請について
議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長 それでは、ただいまより、令和元年第9回東村農業委員会総会を開催致します。
会議の出席状況を報告致します。農業委員の出席者 5 名、欠席者 1 名です。よって、本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。
次に、会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、5 番喜屋武委員と、7 番宮城委員を指名します。
また、書記には、事務局の久高を指名します。お手元に配布していますように、本会議に提出されております案件は、議案第 26 号から議案第 29 号までの議案が 4 件となっております。

(3 条)

議長 それでは、議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 10 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字高江上新川原地内の農地の使用貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。
従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案します。御審議よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 10 について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 10 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(集積計画①)

議長 次に、議案第 27 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号 11 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字宮城サジ原地内の農地の中間管理事業に係る貸借設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。
御審議よろしく申し上げます。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第27号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号11について、討論を省略し、審議結果を可とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第27号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号11について、審議結果を可とすることに決定されました。

(集積計画②)

議長 次に、議案第27号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号12について、事務局から説明申し上げます。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字高江車原地内の農地の貸借設定による担い手への農地集積を目的とするもので、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。
御審議よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第27号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号12について、討論を省略し、審議結果を可とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 27 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号 12 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(変更承認、5 条)

議 長 次に、議案第 28 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の農地転用事業計画変更承認申請についての、整理番号 3 及び議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 11 については関連いたしますので、一括して事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字平良中原地内で農地法第 5 条の規定による営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請に係る事業計画変更承認申請、及び農地法第 5 条第 1 項の規定による賃貸借設定となっております。本案件については、議案書にて説明しましたとおり、変更申請理由の整合性及び適切な営農の継続について疑義がありますので、事務局といたしましては、疑義事項を付して県へ進達するという意見決定で提案致します。
御審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 28 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の農地転用事業計画変更承認申請についての、整理番号 3 及び議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 11 について、討論を省略し審議結果を「疑義事項を付して県へ進達」とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 28 号、整理番号 3 及び議案第 29 号、整理番号 11 については、討論を省略し審議結果を「疑義事項を付して県へ進達する」ことに決定されました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第9回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。